

医療費の負担の軽減についてのお知らせ

健康保険の被保険者で **70 歳未満の方** が受診されたときの医療費（保険適応外の診療・食事代を除く）は、「**限度額認定証**」あるいは「**限度額適応・標準負担減額認定証**」を提示することにより、下表の該当所得区分の限度額までの負担となります。（月の初日から末日までの暦月ごとの限度額です）また食事代も **オ** の方は軽減されます。

○70 歳未満

区分（標準報酬月額）	自己負担限度額（月額）	食事代／食	多数該当
ア（83万円以上）	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%	490円	140,100円
イ（53～79万円）	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%		93,000円
ウ（28～50万円）	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%		44,400円
エ（26万円以下）	57,600円		
オ（住民税非課税）	35,400円	230円（90日以下）	24,600円
		180円（91日以上）	

*多数該当とは、診療月以前の直近1年間において、医療費が自己負担限度額に達したことが3回以上ある場合、4回目からは多数該当となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

高齢者（原則70歳以上） の保険証または受給者証の一部負担金の割合が1割で、市長村民税非課税世帯の方は「**限度額適応・標準負担減額認定証**」を提示することで下表の該当所得区分の限度額までの負担となります。（月の初日から末日までの暦月ごとの限度額です）また食事代も低所得Ⅱ・Ⅰの方は軽減されます。

○70 歳以上

	適用区分（課税所得）	食事代	自己負担上限
現役並み	Ⅲ（690万円以上）	490円／食	252,600円 ＋（医療費－842,000円）×1% <140,100円>
	Ⅱ（380万円以上）		167,400円 ＋（医療費－558,000円）×1% <93,000円>
	Ⅰ（145万円以上）		80,100円 ＋（医療費－267,000円）×1% <44,400円>
一般	課税所得（145万円未満）	490円／食	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	Ⅱ（住民税非課税世帯）	230円／食（90日以下）	24,600円
		180円／食（90日以上）	
	Ⅰ（年金収入80万円以下など）	110円／食	15,000円

*< >の金額は多数該当の場合のもの

限度額証は、加入されている健康保険の窓口で申請されるか、病院でのオンライン資格確認が可能です。

→**当院では、オンライン資格確認にて適用区分を確認できます**

○難病医療証お持ちの方

入院中当該疾患について、治療を行った場合、食事代が軽減されます（1食あたり490円→280円）。

限度額証は発行後速やかに提示して下さい。

*1日から月末までの計算となります。翌月に提出されますとご利用できない場合もございますので、必ず発行後、当月内にご提示をお願いします。

ご不明な点がございましたら、受付職員までお尋ね下さい。